

- 人口透析治療病院等の重要医療施設
 - 重要公共施設
 - 避難所等
- (2) 要配慮者等への配慮
高齢者等の要配慮者や中高層住宅の住民などが行う水の運搬への支援に配慮するとともに、自治会等を通じた住民相互の協力や災害ボランティア活動との連携を図る。
- (3) 給水場所等の広報
地区ごとの給水場所、給水時間、給水される水の衛生確保、水道施設の被災状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧状況、復旧予定時期等については愛情ねっと、ホームページ、LINE、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関などとも協力して広報に努める。

6. 企業局における対策

- (1) 上水道施設の整備
- ア 応急給水を最優先に行う施設については、断水により極めて大きな影響を及ぼすことから、荒尾市上下水道耐震化計画に基づき、耐震化の整備を行う。
 - イ 老朽化による施設の更新については、アセットマネジメント計画に基づき、施設の耐水化等による整備を行う。
- (2) 災害発生時に備えた事前措置
- ア 気象庁の気象情報等を収集し、災害が予想されるときは、配水池の満水、各家庭における用水の確保等の対策措置を講ずる。
 - イ 応急給水、応急復旧に必要な器具資材を整備点検し、その保管場所、その操作方法について確認する。
 - ウ 停電時に備え、非常用発電機および台風シーズンにリリースする発電機の整備点検を行い、またその運転方法について関係者に周知徹底する。
 - エ 飲料水の消毒薬品(次亜塩素酸ナトリウム)は必要量を確保し、交通途絶事態にも対処できるようその保管場所、配置場所を決定する。
- (3) 発生時対策措置
- ア 水道施設の被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事により給水できる場所は直ちに仮工事を実施し、水道による給水を行う。
なお、伝染病等の発生を防止するため、給水に際しては、必ず消毒の強化を実施し、かつ残留塩素の確認を行う。
 - イ 復旧についての資材、人員、工事業者等の手配関係を迅速に行うため、平成 21 年 4 月 27 日付けで荒尾市管工事協同組合と締結した、「災害発生時における水道支援活動に関する協定書」に基づき協力を受ける。
 - ウ 被害状況、復旧費、復旧期間、復旧方法については、判明次第直ちに市及び県当局

へ電話等で報告し、後日別に定められた様式により文書で報告する。

エ 菊池川や地下水の汚染および導水管の破損により、原水が不足した場合は、平成27年7月14日付でフレッシュ・ウォーター三池と締結した、「非常時等における相互協力に関する協定書」に基づき浄水の融通を受ける。

応急給水の目標水量等

地震発生からの日数	目標水量	主な給水方法	備考(水用途)
地震発生～3日まで	3ℓ／人・日	拠点給水、運搬給水を行う。	飲料等
7日(※1)	20～30ℓ／人・日(※2)	配水本管付近の消火栓等に仮設給水栓を設置して仮設給水を行う。	飲料、水洗トイレ、洗面等
14日	被災前給水量 (約250ℓ／人・日)	宅内給水装置の破損により断水している家屋等において仮設給水栓および共用栓等を設置して仮設給水を行う。	

注)目標水量は、当該地区での井戸水使用等の水確保手段、地形などの条件に配慮する。

※1 7日目以降は必要に応じてさらに仮設給水栓を設置し、市民の水運搬距離を短縮し応急給水を充実する

※2 目標水量は、飲料、洗面等の使用水量として20ℓ／人・日とし、これに水洗トイレ(1～2回／人・日程度)の使用水量を見込む場合は30ℓ／人・日とした。20ℓ／人・日とする場合、水洗トイレの水量は風呂の貯めおき水や河川水等水道以外で確保する。

第16節 防疫計画

1. 防疫の方法

感染症発生を予防するため、患者の早期発見と生活環境の衛生化に当たる。防疫の方法は災害時の状況に応じ、感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)に基づき、次の処置を適宜実施するものとする。

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1) 感染症予防広報 | (4) 家屋内外、井戸の消毒 |
| (2) 検病調査 | (5) 清潔、ねずみ族・昆虫等の駆除 |
| (3) 防疫資材の整備、確認 | |

2. 防疫資材の確保

防疫活動に必要な資材は、環境保全課に必要最小限を備蓄し、不足する場合は薬品店及び衛生材料店から緊急調達するものとする。

3. 協定の活用

防疫活動を行う場合は、県が団体と締結している協定を活用し、対応を実施するものとする。

〔協定〕 大規模災害発生時の防疫活動に関する協定(平成 30 年 2 月 15 日締結)
一般社団法人熊本県ペストコントロール協会

第17節 清掃計画

1. 塵芥収集処理方法

被災地における塵芥の収集処理は次の方法により速やかに行うものとする。

(1) 収 集

市の収集車両及び委託収集車両により被災地の直接収集と避難所の収集に当たる。

(2) 処 理

現在の処理施設において処理するが、避難所や事業所など焼却施設を有するところは、これらの施設を利用して処理するものとする。

なお、処理施設が災害によりその機能を欠く事態になった場合は、応急復旧措置をとり処理作業に支障をきたさないようにする。

2. し尿汲取処理方法

被災地における、し尿の汲取処理は次の方法により速やかに行うものとする。

(1) 汲 取

市の委託業者により、避難所を中心として汲取に当たる。

(2) 処 理

主として処理施設において処理する。

第18節 障害物の除去計画

災害時における応急措置実施の障害となっている工作物等ならびに、山(がけ)崩れ、浸水等によって、道路、河川、住居またはその周辺に運ばれた土砂、竹木等のため、住民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、または、日常生活に著しい支障をきたす障害物の除去について必要な措置を定める。

道路交通路を確保し、物資輸送を円滑にするため、次により道路上の土石、立木などの障害物を除去する。

1. 実施責任等

実施責任については、次のとおりとする。なお、除去作業の実施に当たっては、緊急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後において支障が起きないように配慮して行うものとする。

(1) 応急措置を実施するため、障害となる工作物等の除去等は、市長が行うものとする。

市では建設農水対策部が対応するが、被害が大規模の場合は地元住民の協力を得るほか、関係機関団体及び必要に応じて自衛隊に派遣を要請する。

(2) 水防活動を実施するため、障害となる工作物等の除去等は、水防管理者、または消防機関の長が行うものとする。

(3) 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行うものとする。

(4) 山(がけ)崩れ、浸水等によって、住家又はその周辺に運ばれた障害物は市長が行うものとし、市で実施不可能の場合、又は救助法が適用されたときは、県と連携をして県知事が行うものとする。

2. 障害物の除去対象

災害時における障害物の除去対象は、おおむね次のとおりである。

- ① 住民の生命、財産等を保護するための除去を必要とする場合
- ② 河川の氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合
- ③ 緊急な応急措置を実施するため、特に除去が必要とする場合
- ④ その他、特に公共的立場等から除去を必要とする場合

3. 災害救助法における障害物の除去

災害救助法の適用計画の救助の種類及び実施方法による。

4. 除去した障害物の保管等の場所

障害物の保管等の場所については、それぞれの実施において考慮するものとするが、おおむね、次の場所に保管または廃棄する。

なお、土石、立木などの障害物はできる限り現地処理とする。

ただし、現地の地形により、又は障害物が大量なため現地処理ができない場合は災害対策本部の指示する場所に集積する。

(1) 保管の場合

除去した工作物等の保管は、市長、警察署長、または海上保安部等において、次のような場所に保管する。

- ① 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所
- ② 道路交通の障害とならない場所
- ③ 盗難等の危険のない場所
- ④ その他、その工作物等に対応する適当な場所

(2) 廃棄の場合

廃棄するものについては、実施者の管理(所有)に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適当な場所

5. 除去に必要な機材等

作業に使用が必要とする建設機械、トラック、機材等については、実施責任者によるものとするが、関係機関団体と連携し、災害の状況に応じて対応する。

6. 工作物の処分方法

市長、警察署長または海上保安部等においては、保管する工作物の処分については、保管者について行うものとするが、処分方法については、売却、その他法令等に基づき対応するものとする。

第19節 廃棄物処理計画

災害発生による廃棄物処理を迅速・適正に行い、住民の生活環境の保全を図る。廃棄物等の処理にあたっては、下記要領を基本とし、細部は、「荒尾市災害廃棄物処理計画」による。

1. 災害廃棄物処理の基本方針

- (1) 衛生的かつ迅速な処理
- (2) 分別・再生利用の推進
- (3) 処理の協力・支援、連携
- (4) 環境に配慮した処理

2. 被害状況調査の把握及び報告・共有

- (1) 速やかに被災状況、収集運搬体制に関する情報、発生量を推計するための情報などを入手し、収集のための準備を確立する。
なお、これらの情報は、時間経過とともに変化するため、定期的に情報収集を行い、収集体制・要領に反映させる。
- (2) 災害廃棄物の迅速かつ的確な処理に資するため、建物被害状況や一般廃棄物処理施設の被害状況等必要な情報を県等に報告するとともに、関係行政機関、関係地方公共団体及び関係事業者団体等と情報連絡体制を確保して定期的な情報の共有に努める。

3. 災害廃棄物処理

- (1) 収集運搬体制の確保

災害廃棄物処理対策担当は、災害廃棄物の収集運搬車両及び収集ルート等について、適宜に被災状況を把握し、住民の生活環境改善のため効率的な収集運搬計画を策定する。

- ア 緊急通行車両の登録
- イ 許可制の検討
- ウ 避難所等から排出される生活ごみの収集運搬
- エ 収集ルートの検討
- オ 通行上支障となる災害廃棄物の撤去
- カ 収集運搬車両の確保
- キ し尿処理の収集運搬
- ク 収集運搬体制の見直し

- (2) し尿処理

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、それぞれ市の委託業者が行い、収集したし尿等は松ヶ浦環境センターで処理をする。

ア 収集運搬

収集体制を構築し、震災復旧とともに早期収集を実施するものとする。また、汲取件数の予測も立てにくいことから汲み取りは、完全な汲み取り状況でなくても迅速に収集を行うものとする。

なお、収集運搬の実施主体は、原則し尿収集の委託業者とし、不足する場合については県へ支援要請を行い、収集運搬に必要な車両を確保する。委託業者の責任者は、し尿取りの円滑化を図るよう連携し収集状況をし尿処理グループ責任者に報告する。

イ 収集処理

松ヶ浦環境センターにおいて処理するものとする。ただし、松ヶ浦環境センターで処理できない場合は、企業局と協議のうえ下水道マンホールに投入し処理する。その際、松ヶ浦環境センターで計量できない場合は、汲取車両の計量記録を処理量とする。

(3) 生活ごみ等(避難所ごみ)の処理

生活ごみ等は、原則として平常時の体制により収集運搬及び処理を行うこととし、仮置場には搬入しない。ただし、道路の被災もしくは収集運搬車両の不足や処理施設での受け入れ能力が不足した場合、又は一時的もしくは局地的に大量のごみ等が発生した場合等においては、市民の生活環境の影響やその他の状況を総合的に勘案して対策を講じるものとする。

(4) 災害廃棄物処理

発災前に作成した処理計画を基に、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況等を把握した上で、実行計画を作成し処理を開始する。なお、発災直後は災害廃棄物量等を十分に把握できないことから、処理の進捗に応じて適宜に修正・見直しを実施し、円滑な処理を実施する。

4. 廃棄物処理施設の応急復旧

(1) 市は、処理施設の維持管理点検体制を整備し、非常時に備え予備資材の確保に努める。

(2) 市は、被災時の被害により施設・設備等に欠陥が生じた場合は、早急に点検を行い、被害状況等を県に報告するとともに、応急復旧を行う。

また、廃棄物の収集、処分に影響を及ぼす場合は、一般社団法人熊本県産業資源循環協会と締結している協定を基準に、関係機関、近隣市町村等への応援依頼等により効率的に処理を確保する。

(3) 市は、要員、資材等の不足により、応急復旧が不可能なときは県に応援要請を行うとともに、関係機関団体と連携をとりその対応にあたる。

(4) がれき等の災害廃棄物の仮置場としては下記の施設とし、災害の規模、被害の状況等により、別途定め対応する。

施設・広場名称等	所在地	面積(㎡)
荒尾市一般廃棄物最終処分場	荒尾市金山 1971 番地	14,100
旧岩原理立地	荒尾市宮内 645 番地	27,754

5. 廃棄物処理の広域応援体制

- (1) 市は、被災地の廃棄物の排出量や処理能力等を想定の上、近隣市町村と相互応援体制の整備に努める。
- (2) 市は、広範囲の被災により近隣市町村による相互応援体制が維持できない場合を想定した広域応援体制の整備に努める。
- (3) 市は、災害廃棄物に関する情報や災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.waste-Net)、地域ブロック協議会の人材育成に関する取組み等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

第20節 文教対策計画

1. 文教施設の応急復旧対策

市立学校の建物が被害を受けた場合は、災害復旧に関する関係法の規定による手続きを行うとともに、仮設校舎の建設及び被災建物の応急復旧を早急に実施する。

2. 応急教育実施の予定場所

次の場所を予定し、授業に支障のないよう措置する。

- (1) 仮設校舎
- (2) 隣接校
- (3) 校区内公民館など公共の施設
- (4) 公園、広場などの公共用地

3. 応急教育の方法

被害の状況に応じ、教育実施者の確保に努め、災害時における教育に支障のないよう次により応急教育を実施する。

- (1) 二部授業
- (2) 短縮授業
- (3) 分散授業
- (4) 野外授業
- (5) 自宅学習
- (6) オンライン学習

4. 教材、学用品等の調達及び配給方法

災害の状況に応じ県教育委員会の斡旋を受けて、教材・学用品等を調達し、校長を通じて配布する。

5. 生徒、児童避難対策

学校の実情に即した具体的な計画を作成し、それに基づき避難訓練を行い生徒、児童の避難対策に万全を期する。

- (1) 実施責任者 校長
- (2) 対策作成時期及び対策事項

各学校長は年度初めに次の事項について具体的な計画を2部作成し、教育委員会に提出し、計画に基づいて避難訓練を実施する。避難対策計画書には次の事項を記載する。

- 各係分担表
- 避難順路
- 避難場所
- 避難誘導方法
- 関係機関との連絡方法

6. 生徒、児童の登下校対策

学校、警察、消防機関、保護者などの協力を得て万全の対策を講じ、生徒及び児童の登下校時における安全を確保する。この際、危険が予想される通学路には次の対策を講ずる。

- (1) 生徒、児童に危険が予想される道路を指示する。
- (2) 危険箇所道路には監視員及び誘導者を配置する。
- (3) 必要ある場合は引率登下校とする。

7. 園児の避難対策

保育園児及び幼稚園児の避難については生徒、児童の避難対策に準ずる。

8. マニュアル等の整備

施設の被災により、授業等が長期間にわたって中断すること避けるため、あらかじめ被災時の対応マニュアル等を整理しておくものとする。

一方、避難場所に学校施設等を提供したため長期間、学校等が使用不可能な場合の対応についても検討しておくものとする。

第21節 交通規制計画

災害時に、住民等の円滑な避難誘導が必要な場合、道路災害が発生するおそれがある場合、または橋梁等の交通施設に被害が発生した場合、交通の混乱を防止し、緊急輸送を確保するため必要がある場合は、交通規制を行って被害の軽減と迅速な応急対策の実施を促進する。

1. 実施責任者

災害時の交通規制は、道路管理者と警察により災害の事由及び可能な範囲によって行うものとするが、道路管理者と警察は、日頃から緊密な連携を保ち、応急措置に万全を期するものとする。

2. 交通規制の措置

道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害等により交通施設等の危険な状況が予想され、又は、発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに必要な規制を実施するものとする。

この場合においても、迅速に警察と連絡をとり、連携をして必要な規制を実施するものとする。

また、主要幹線道路や県指定の緊急輸送道路については、応急復旧の観点からも優先的に措置を行うとともに、必要に応じては警察と連携して近隣市及び県等に応援要請を行うものとする。

3. 災害時における緊急通行車両の通行の確保

災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者は緊急通行車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動等を命令し、運転者の不在時等は道路管理者自ら車両の移動等を行うこと。また、公安委員会は、道路管理者に対して車両の移動等を要請する。

4. 警察との連携

交通規制を実施するにあたって、連携が必要な警察においては、緊急路の確保、運転者等に対する措置命令、放置車両等の撤去等の対応が可能な機関として規制を実施する場合においては、連携をして安全で円滑な災害時の道路対策を講じるものとする。

第22節 災害ボランティア・民間団体活用計画

大規模または甚大な災害が発生した場合、行政だけでは対応できない被災者のニーズや被災者一人ひとりに対するきめ細やかな支援が必要であり、ボランティアや民間団体による活動が大きな力として期待されている。

災害時のボランティア活動は、発災直後の救援活動、被災者の生活再建や被災地の復興を支援するものであり、支援に携わるボランティア(個人・団体)は、自主性を持ちながらも、地域の関係機関等と連携しながら活動を展開することが求められている。

また、災害発生時においては、地域住民相互の支え合いが不可欠であり、平時から地域住民や地域の関係団体等がお互いに助け合い、支え合うしくみづくりを進めることが重要である。

市は、災害ボランティアや民間団体が円滑かつ効果的に救援活動を実施できるよう、ボランティアの関係団体や民間団体と日頃から連携を図るとともに、県社会福祉協議会及び市社会福祉協議会は、災害ボランティアの養成や登録を行い、災害ボランティアの受入等に必要な体制を整備するものとする。

1. 災害ボランティア

市や市社会福祉協議会は、日頃から自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉法人等と定期的な連携会議の開催や訓練等をとおして各機関・団体相互の役割の明確化と連携強化を図る。また、住民の見守り活動や地域ネットワーク活動などのまちづくり活動を推進するとともに、民生委員・児童委員、老人クラブなど地域の各種団体の中でも、防災や災害時の対応等について検証等を取り入れるようにする。

また、災害発生直後の混乱した時期における初動体制や段階に応じて変化する被災者ニーズへの対応等を定めたボランティアに関するマニュアルを各関係機関・団体の合意のもと策定し、必要な訓練を実施するなど体制の強化に努める。

(1) 体制の構築

市や市社会福祉協議会は、初動体制等を定めたマニュアルを各関係機関・団体の合意のもと策定し、想定訓練などを通して、災害時の役割を明確にする。

また、災害ボランティアによる救援活動が必要と認められる場合、市単独または近隣市町村等の連携による広域単位等の被災地災害ボランティアセンターを設置する。

(2) 災害ボランティアセンター

市及び市社会福祉協議会は、関係機関とあらかじめ協議し設置場所を荒尾市総合福祉センターと定める。なお、被災状況により本設置場所が使用できない場合、市災害対策本部と市社会福祉協議会はその代替設置場所について協議し、決定する。

また、広域単位での設置の場合も考慮し、事前に近隣市町村や同社協等との協力体制も構築しておく。また、役割等運営に関することについては、下記のとおり。

ア 役割と機能

- ・市や県センターとの連絡調整
- ・地域のボランティア関係団体との情報交換及び運営スタッフなどの派遣要請
- ・活動用資機材の調達
- ・ボランティアニーズ及び被害状況の把握
- ・ボランティアの受入、希望者の配置等
- ・救援物資の仕分け、配布
- ・現地での支援活動
- ・ボランティアの健康管理
- ・その他、災害の規模等により必要な活動

イ 運営体制

地域ボランティア関係団体や県センターから派遣される運営スタッフ、また災害対応を専門とするNPO等と協働し、それぞれが持つ機能やネットワークなどが活かされるような運営体制とする。

ウ 閉所の時期

センターの閉所にあたっては、被災地の住民組織や関係機関や団体、行政などと慎重に合意形成を図りながら、タイミングを見極め判断するとともに、必要に応じて市社協等にその活動を引き継いでいく。

(3) 専門ボランティア

災害の種別や規模によっては、専門性のある分野でのボランティアによる協力が必要になるが、県の担当部署において災害支援協定の締結や各種団体の把握を実施しているため、県と連携をとりながらその対応にあたる。

2. 民間団体

民間団体の活用は、市長が本市民間団体に協力を求めて実施するものとし、市単独で処理不能な場合は、被災をしていない近隣市町村と連絡・連携し、協力を求め応急処置当たるものとする。

なお、民間団体の災害時における活動等については、災害ボランティアと連携を図るとともに、基本的取扱い、同様とする。また、活動費用は、原則として参加する民間団体の負担とするが、災害救助法の適用や市からの要請など災害の規模等に応じて協議して決定する。

3. 事業者

災害応急対策等に関する事業者の責務として、災害時における事業活動の継続的实施、市が実施する防災に関する施策への協力に努めるものとし、事業者と市が一体となって災害対策に取り組むものとする。

第23節 警察警備計画(荒尾警察署)

災害が発生するおそれ、又は災害が発生した場合は、荒尾警察署警備本部等を設置して災害の拡大を防止し、又は発生を防止するため、住民の避難誘導及び救助、犯罪の防止、交通の規制等の応急の対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに災害時における社会秩序の維持にあたるものとする。

1. 組織体制

荒尾警察署災害対策本部							
総括班	広報・受援班	護班会計・補給・救	捜査班	住民対策班	交通班	警備実施班	特務班

2. 災害時における警備体制及び活動内容

種別	設置基準	活動内容
警戒体制	(1) 風水害・雪害に関する警報が発せられたとき (2) 管内において震度4以上の地震が発生したとき (3) 災害の発生又はそのおそれがあるとき	(1) 災害対策室の設置 (2) 関係機関との連絡 (3) 予報・警報の受理 (4) 災害関連情報の収集・検討 (5) 警察本部への報告 (6) 通信の確保 (7) 装備資機材の配分・補給 (8) 災害警備要員の招集 (9) 被害の調査 (10) 救助活動の把握と措置 (11) 避難状況の把握 (12) 交通秩序の維持
種別	時期	活動内容
非常体制	大規模な災害が発生又はそのおそれがあるとき	(1) 災害対策本部の運営 (2) 関係機関との連絡 (3) 予報・警報の受理 (4) 災害関連情報の収集、検討 (5) 警察本部への報告

		(6) 通信の確保 (7) 装備資機材の配分、補給 (8) 災害警備要員の招集 (9) 救助活動の把握と措置 (10) 避難状況の把握 (11) 交通秩序の維持 (12) 自治体への連絡員の派遣 (13) 行方不明者の捜索及び手配 (14) 検視、見分、身元確認 (15) 犯罪の予防及び検挙 (16) 広報体制の確立及び広報活動
--	--	---

第24節 電力施設災害応急対策計画

【大牟田配電事業所・大牟田営業センター非常災害対策部運営基準】
(九州電力送電株式会社 大牟田配電事業所・九州電力株式会社 大牟田営業センター)

1. 適用の範囲

この計画書は、次に掲げる事項による大規模な供給支障、主要設備等の被害が予想される場合及び、被害発生時の措置に適用する。なお、爆弾テロなどにより大規模な供給支障、設備被害等が発生した場合は、「福岡支社国民保護対策本部運営基準」に基づき対応する。

- (1) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震等異常な自然現象
- (2) 火災、爆発、油流出等重大な事故
- (3) 電氣的現象等による電力系統の崩壊
- (4) その他大牟田配電事業所・営業センター独自の非常体制が必要な重大事故・社会的に大きな影響を及ぼす供給支障等重大事故が予想される場合に適用

2. 防災体制の区分

非常事態の情勢	防災体制の区分	指令区分
災害の発生が予想される場合	準備体制	準備指令
災害が数時間以内に発生することが予想される場合または、発生した場合	非常体制	警戒指令 ※警戒厳重を要すると判断される場合
		処置指令 ※被害予防対策、被害復旧対策等必要ある場合

3. 情報連絡ルート

- (1) 県、市、県警等の災害対策本部への連絡先一覧表の整備
九電送配大牟田配電事業所託送業務Gは、各連絡対策期間の概要、連絡先等を調査して、連絡先一覧表を作成し、対策部に掲示するなど明確にしておくものとする。
- (2) 報道機関及び県、市、県警等への対応窓口の調整
九電送配大牟田配電事業所託送業務Gは、対策本部とあらかじめ協議し、報道機関及び県、市、県警等への対応窓口を定めておくものとする。

4. 社外機関等との応援体制

- (1) 公的機関への応援要請
警察署、消防署等に応援を求める場合は、総括班長は災害対策部会議を開催し対策部長の指示に基づき対策本部と協議のうえ、支援班長又は復旧班長が要請するものとする。
但し、緊急を要する場合は、対策部長は直接社外機関へ応援を要請することができる。この場合、事後速やかに対策本部へ報告する。
- (2) 自衛隊への応援要請
自衛隊の応援要請が必要な場合は、対策部長(配電事業所長)から対策本部長(支店長)へ要請し、対策総本部(本店)と協議後に、県災害対策本部へ応援要請を実施する。

(3) 連絡体制の整備

各主管G長は、社外関係機関等の連絡先一覧表を作成するとともに、変更の都度、関係グループ長に周知し、応援体制を常に整備するものとする。

第25節 産業施設災害防止計画

昭和 51 年九州ガス圧送株式会社による熊本市への都市ガス供給開始に伴い、荒尾市並びに有明広域行政事務組合と事業者との間に災害防止協定を締結、また、平成 23 年大牟田工場建設により新たにLNG輸送導管を埋設。これら産業施設による災害の発生防止に万全を期するものとする。なお、各施設の災害防止計画は次のとおりである。

【ガス輸送導管施設】

1. 施設の管理責任者

住 所 福岡県大牟田市浜田町 24 番 3 TEL 0944-52-2231
社 名 九州ガス圧送株式会社
責 任 者 ガス事業部 導管部長

2. 施設の現況

別 図 ガス輸送導管路線図参照
起 点 福岡県大牟田市新港町 1 番 269
九州ガス圧送株式会社大牟田工場内
西部ガス向けガス導管起点バルブ
終 点 熊本県熊本市萩原町 14-1 番地
西部瓦斯株式会社萩原供給所内受入設備
輸送経路 荒尾市万田、大谷、運動公園、中央東、菰屋、高浜
導 管 内径 339.8mm/m 肉厚 7.9mm/m(350Aと称す)
配管用炭素鋼鋼管(SGP)
ビニロンクロスタール 2 重巻被覆
延 長 62,972m(内荒尾市内 8,956m)
埋設方法 地中土被り 1.2mに埋設
河川横断部 圧力配管用炭素鋼鋼管(STPG38)を使用
地上露出部 さや管として 450mm/m 鋼管をもって保護
付属設備 ガス遮断装置 5 ヶ所(荒尾市内)
防食用外部電源装置 1 ヶ所(荒尾市内)
ガバナステーション

3. 予想される災害の種類

(1) 他工事による導管の破損

導管設置箇所付近での他工事は、事前に関係者間で保安に対する打合せを行い、応

急対策資材及び監視人を配置して工事を実施するので災害発生の恐れはない。

(2) 地震による導管の破損

導管の材料はガス事業法に定める規格に適合する鋼管を使用し、管橋部は圧力配管用炭素鋼鋼管を使用しているため、自然条件による損傷に充分耐え得る。

4. 安全管理計画

安全管理については次のとおり実施する。

(1) 路線パトロール

6 回／週(日曜日・祭日を除く)

(2) バルブ室内部の点検及び換気

7 回／年

(3) 水取器の点検及びガス検知

1 回／年

(4) バルブの機能テスト及び注油

1 回／年(3 月)

(5) 電気防食装置の点検及び電位測定

1 回／月

(6) 橋梁架管点検

1 回／年(12 月)

(7) ガス検知器及び嗅覚によるガス漏洩検査

橋梁管・露出管 1 回／年

道路部埋設 1 回／年

その他 1 回／年

5. 防災組織及び組織の業務分担

組 織	構 成 要 因	位 置 ・ 場 所
対策本部	ガス事業部長、導管部長	現地又は本社
作業班	西部瓦斯、JFEパイプライン(株)要員 当社要員	現場
広報班	当社要員	現地又は本社
警備班	JFEパイプライン(株)要員	現地
器材輸送班	熊本管工建設(株)要員	現地

6. 緊急事態処理計画

(1) 通報計画(対関係機関、対住民)

万一事故、災害発生時の通報連絡については地元警察、消防署と密接な連携を保って、情報の交換、緊急措置を臨機応変に実施し遺漏のないように努める。

なお、付近住民に対しては広報車により注意を呼びかけ事故現場周辺一帯には交通止、立入禁止の標示を行うとともに警備員を配置する。

(2) 応 急 対 策 計 画

事故発生と同時に所内の連絡系統表及び業務分担表によりそれぞれの部署につく。

7. 防災教育訓練計画

当社は、毎年 1 回事故を想定した総合防災訓練を行い、連絡体制及び有事の際迅速かつ適切に対処できる体制構築を図ることを目的とし、西部ガスグループ各社と連携を取り訓練を実施している。

8. 地震非常体制

ガス輸送導管の送り出し側(大牟田市)と受入れ側(熊本市)に、地震計を設置。地震計の震度及び気象庁の発表により、震度 5 弱以上で第 1 非常体制、震度 5 弱以上かつ漏えい又は供給障害の発生で第 2 非常体制、震度 5 強以上で第 3 非常体制、震度 6 弱以上かつ広範囲に被害が発生した場合は総合非常体制をとる。各体制図については別に定める。

9. 添付書類

荒尾市内ガス導管路線図

荒尾市内ガス導管路線図



「この地図は、國土地理院長の承認を得て、同院発行の三万分の一縮刷圖を複製したものである。（承認番号 本記九種、第564冊）」

第26節 通信施設災害対策

【NTT西日本熊本支店非常災害対策】

荒尾市地域の災害対策としては、NTT西日本グループ会社等で通信設備の応急復旧にあたり、通信孤立地域の早期回復を図る。

また、通信施設に関しては、災害時において通信が確保出来る設備の対策と同時に、被災地及び全国から殺到する安否確認の通信への対処も要求される。

このため、以下のような耐震・水防の予防対策を実施している。

1. 施設の耐震性確保

営業所、交換所等の施設は、そのほとんどが耐震設計されているが、過去の災害事例を考慮し更に施設の耐震の強化を図っている。

2. 通信設備の対策

通信設備(電柱、通信ケーブル等)は、災害において倒壊・切断等の被害や火災による延焼被害を受けやすい。

従って防災対策上からも通信ケーブルの地中化や重要ルートの分散化(2ルート化)を促進し、無線を活用したバックアップ対策等の推進を図っている。

3. 回線系統の対策

回線系統の二重化を進め、一系統に故障が発生し、通信が不能になった場合でも予備系統に切り替えることによって迂回通信が確保できるよう対策を実施している。

4. 災害時優先電話の登録

地震発生時には多数の電話が一時的に殺到するため、回線の輻輳(ふくそう)を防ぐため規制が行なわれる。

そこで、荒尾市の申請により災害発生時に使用する電話については、災害時の発信規制が行なわれない災害時優先電話回線に設定登録している。

5. 緊急通信回線開設用機器の確保

電話回線が不通になった場合でも、通信を確保するための手段として、衛星携帯電話及び可搬型の衛星通信システム等により避難所等に特設公衆電話やインターネットを提供する。

6. 緊急用資材、人員の確保

災害時に備え災害対策機器等の緊急用資機材を確保しておくほか、復旧要員についても荒尾市周辺部で大規模震災等が発生した場合、広域応援体制を発動し復旧要員を迅速に被災地へ派遣できる体制を整えている。

第27節 自衛隊派遣要請計画

1. 派遣要請基準

自衛隊派遣を要請する基準は次のとおりとする。

- (1) 災害に際して人命の救助あるいは諸財産の保護のため急務を要し地元の警察、消防、その他で対処し得ないと考えられるとき。
- (2) 災害発生が目前にせまり、予防のためには自衛隊の派遣以外方法がないと認められるとき。

2. 派遣要請要領

自衛隊派遣要請の要領は次のとおりとする。

- (1) 自衛隊派遣要請は、原則として市長が知事を通じて要請するものとする。
ただし、緊急やむを得ない場合は市長が直接要請する。この場合、速やかに知事あてに報告するものとする。
- (2) 自衛隊派遣の要請は原則として文書をもって行うものとするが、文書連絡では事態を遅延悪化させ、時期を失する恐れのあるときは、電話その他の迅速な方法で要請した後、速やかに正式文書で要請する。

3. 陸上自衛隊航空機との交信方法

(1) 地上からの信号

地上からの航空機に対する信号の種類

旗の色別	事 態	事態の内容	備 考
赤 旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態が発生している	緊急着陸又は隊員の降下を請う
黄 旗	異常事態発生	食糧又は飲料水の欠乏等異常が発生している	警察官に連絡を請う 通信筒をつりあげてもらいたい
青 旗	異 常 な し	別段の異常は発生していない	特に連絡事項はない

- (2) 前項に定める旗は1辺1mの正方形の布とし、上空から見易い場所で旗面が判明し易い角度で大きく振るものとする。

(3) 航空機からの信号

地上からの信号に対する航空機の回答要領は次のとおり。

- 了 解 … 翼を振る(ヘリの場合は機体を左右交互に傾斜させる)
了解できず … 蛇行飛行(機首を左右交互に向ける)

(4) 航空機から地上に対する信号要領は次のとおり

	信 号	信 号 の 内 容
投 下	急 降 下	物資又は通信筒を投下したい地点の上空で急降下を繰り返す
誘 導	誘導目的地上空で急降下し 引き返した後目的地に直行	ある地点で異常を発見し、その地点まで地上の人員を誘導したい場合に行う
督 促	連 続 旋 回	地上からの信号通信事項を求める際に行う

(5) 本市のヘリコプターの着陸地点は次のとおりとする。

運動公園(陸上競技場) …荒尾市荒尾字中川後田

地上にヘリコプターの着陸を希望する際は、上記の地点に直径10mの H を図示し、風向きを吹流し又はT字型(風向 )で明確に示すものとする。

4. 協議事項

自衛隊派遣に際し、派遣部隊の活動内容、宿泊施設、使用器材の準備、経費の負担区分、その他必要な処置などについては自衛隊と協議し、災害応急活動が円滑に行われるように図るものとする。

第28節 交通施設災害応急対策計画

道路施設の災害応急対策は、次のとおりとする。

1. 被害が比較的軽微で、応急対策により、早急に交通の確保が得られる場合は補強、盛土及び埋土の除去作業等必要な措置を講じ、交通の確保を図るものとする。
2. 応急対策に比較的長時間を要する場合は、被害箇所の応急対策と同時に付近の適当な場所を選定し、一時的に代替道路を開設し、交通の確保を図るものとする。
3. 被害が広範囲にわたり、被災地域一帯が交通途絶状態になった場合は、同地域で道路交通の最も効果的で、しかも比較的早急に応急対策が終了する路線を選び、障害物除去計画、自衛隊派遣計画など必要な措置と相まって集中的応急対策を実施することにより必要最小限の緊急交通の確保を図るものとする。

第29節 建築物・宅地応急対策計画

大規模な地震・津波等により被災した建築物及び宅地について、余震等による二次被害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定体制、被災宅地の危険度判定体制を整備する。なお、被災建築物の担当窓口を荒尾市役所 建築住宅課に、被災宅地の担当窓口を荒尾市役所 都市計画課に設置するものとする。

震度 5 以上の地震が発生し、多くの建築物が被害を受け、災害対策本部長(市長)が被災後の建築物応急危険度判定の必要があると判断したときは、「被災建築物応急危険度判定実施本部」を設置する。
(熊本県被災建築物応急危険度判定要領)

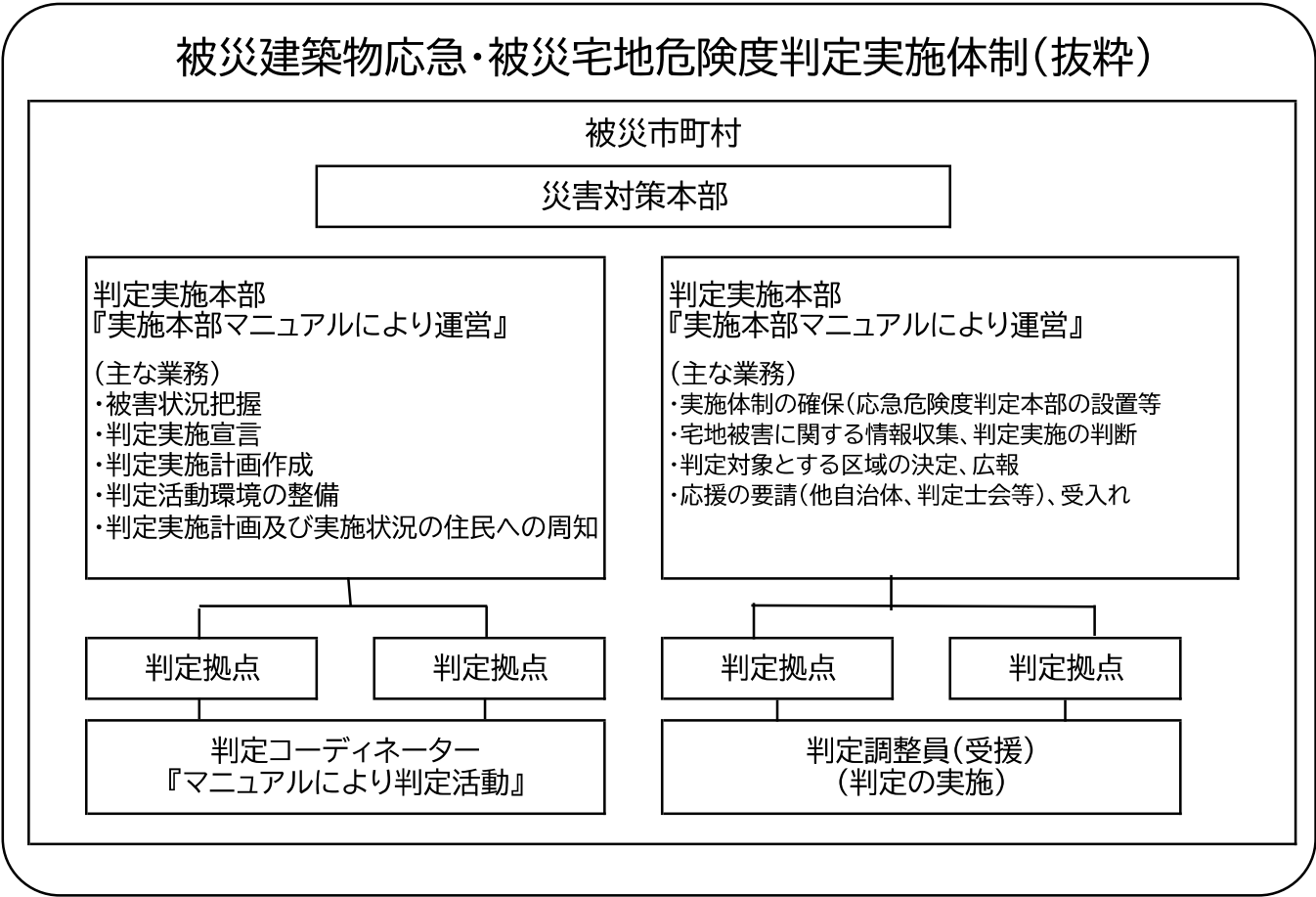
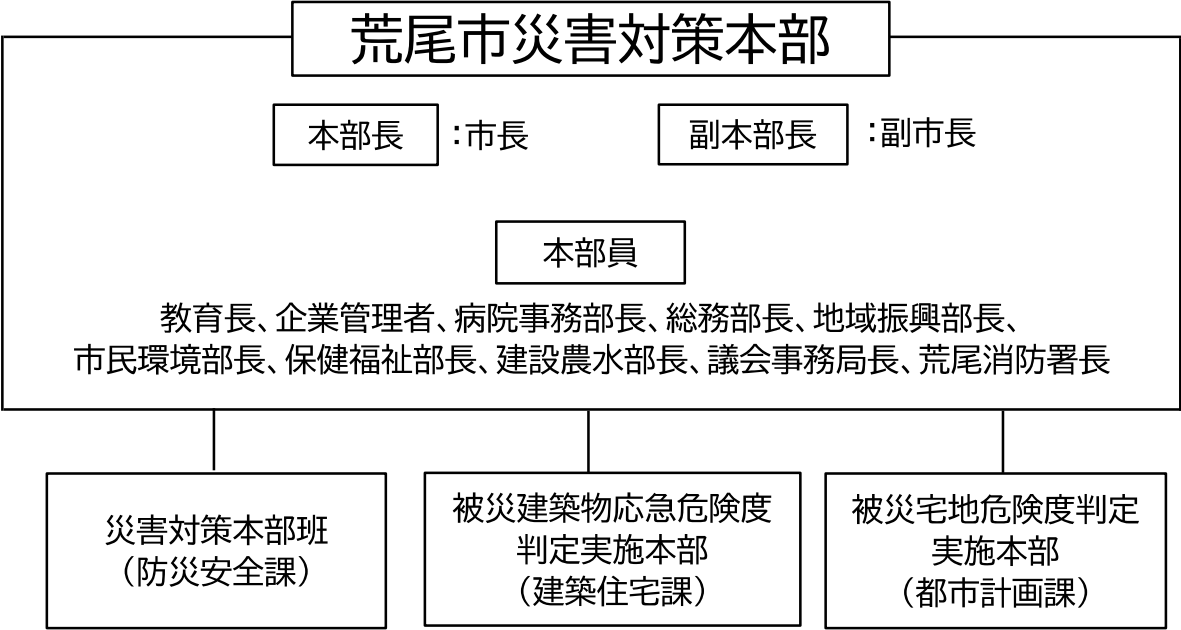
また、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、本部長(市長)が被災宅地危険度判定の必要があると判断したときは、「危険度判定実施本部」を設置する。

1. 人材の育成と確保

- (1) 県主催による講習会等の参加により、応急危険度判定士の確定と、更なる判定技術の向上を図るものとする。
- (2) 応急危険度判定の技術を習得した技術者を応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士として県の登録により確保し、緊急時に備えるものとする。

2. 応急危険度判定活動

市は県及び他の市町村、建築関係団体と連携し、県主導の災害想定訓練等により技術的研鑽に努め、被災時には市主管かつ県支援による応急危険度判定活動の連絡・派遣及び判定活動に必要な体制整備を図り、支援体制及び関係機関と連携して判定活動を行う。



第30節 公共下水道応急復旧計画

災害等により公共下水道施設が被災した際は、管渠、ポンプ場及び処理場の各施設についての被災状況を早急に調査し、応急復旧体制の確立を図る。

1. 実施責任者

公共下水道の復旧は原則として企業管理者が行うものとするが、被災により実施できないときは、「下水道事業における災害時支援に関するルール」(日本下水道協会)に基づき、熊本県に要請し、他の下水道事業者による受援を図る。

2 企業局における対策

下水道施設の整備

- (1) 給水計画で定めた応急給水を優先して行う施設については、同様に下水道の機能が停止することで、極めて大きな影響を及ぼすことから、荒尾市上下水道耐震化計画に基づき、耐震化の整備を行う。
- (2) 浸水等により下水道施設が浸水した場合には、浸水等の被害が拡大するおそれがあるため、耐水化計画に基づき、耐水化の整備を行う。

3. 公共下水道復旧方針

企業管理者は各施設の被害状況に基づく復旧計画を作成し、管渠及びポンプ場の被害に対しては、下水の排除に支障のないよう応急措置を講じ、処理場の被害に対しては、処理機能の回復を図るべく応急措置を講ずる。

なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス、水道事業者等との共同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。

4. 復旧状況等の広報

地区毎の下水道使用可否について、愛情ねっと、ホームページ、LINE の他、広報車による巡回を行うものとし、被害が甚大な場合は、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関に広報協力を要請する。

5. 復旧方法について

復旧方法については、「災害時における下水の排除・処理に関する考え方(案)」(平成24 年 9 月 国土交通省国土技術政策総合研究所)に基づき実施する。

第31節 男女共同参画の視点を踏まえた災害対策

市は、各災害対策を実施する場合においては、男女共同参画の視点を踏まえた災害対策を実施することとし、内閣府が示す男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針等を参考に、円滑な対策を講じるものとする。

1. 啓発活動及び相談窓口の設置

災害時に女性に対する暴力等の予防に関する啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携して相談窓口を設置するものとする。

2. 避難所内の環境改善

どのような状況にあっても一人ひとりの人間の尊厳を守ることが重要であり、男女の人権を尊重し、避難生活における女性と男性の安心・安全を確保する。

市は、長期化する避難所生活において、避難所内の環境の点検を行うものとし、関係機関等から提出された環境改善提案に対して早急に対処するものとする。

3. 必要物資の調達・支援

災害から受ける影響やニーズは女性と男性で異なることを認識し、多様なニーズを積極的に把握する。また、避難物資の配布に関して、女性特有の物資は、女性が配布する等、誰もが安心して必要な物資を受け取れる環境を作る。

高齢者、子ども、外国人、障がい者等の要配慮者においても、女性と男性で受ける影響やニーズは違うことにも留意し、福祉避難所においても同様の配慮、対応を行う。

4. 関係機関との連携

暴力対策においては、警察と連携する。また、地域の男女共同参画関連団体及び男女共同参画関連施設と連携して男女共同参画の視点からの災害対応を進めるものとする。

5. 平常時における取組み

災害時には、平常時にける社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時から男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進し、防災、復興を円滑に進めていくための基盤づくりに努める。

6. 避難所の運営

避難所の運営については、「避難所運営マニュアル」を基準とする。

また、男女共同参画視点での避難所運営に関しては、内閣府の作成する「災害対応力を

強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」における「避難所チェックシート」を活用する。

第32節 防災関係機関等による業務継続計画

災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を的確に活用するため、業務継続計画(BCP)の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、定期的な研修・訓練・点検等の実施や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価、検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。細部は、「荒尾市事業継続計画」による。

1. 大規模災害時における業務の継続

- (1) 大規模な危機の発生による被害や損失の拡大を防ぐため、「荒尾市防災計画書」等の計画に定められた事務分掌(応急対策業務)に基づく業務を行う。
- (2) 市民の生命・身体の安全、重要財産の保全など、休止することのできない優先通常業務を継続する。
- (3) 上記(1)及び(2)に必要な職員、執務スペース、情報システム、ライフライン等の資源を優先的に確保することとし、重要業務以外の通常業務については、休止・縮小する。その後、(1)及び(2)の継続に影響を与えない範囲で、順次再開する。

2. 業務継続計画における重要 6 要素

- (1) 組織の長が不在時の場合のその職務を代行する職員の順位
市長不在時の第一順位代行者を副市長、第二順位代行者を総務部長とする。
- (2) 庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
 - ア 代替庁舎の候補
 - (ア) 最優先候補：荒尾総合文化センター
 - (イ) その他候補：旧第四小学校、八幡小学校、旧第五中学校
 - イ 移転の時期・要領
災害の状況、応援部隊の状況、今後の体制等を考慮し、移転場所・時期・要領について決定する。
- (3) 電気、水、食料等の確保
停電時における業務遂行のための非常用発電機と必要な燃料及び職員等のための水、食料等備蓄を計画的に確保する。
- (4) 災害時もつながりやすい多様な通信手段の確保
災害時における使用可能な通信機器を把握し、住民への伝達や情報収集に必要な通信手段の確保に努める。
- (5) 重要な行政データのバックアップ
業務の遂行に必要な重要な行政データをサーバに一括保存し、災害時においてもデータを確実に使用できる体制に努める。
- (6) 非常時優先業務の整理
非常時に優先的に開始・再開すべき通常業務を非常時優先業務として各部署ごとに整理し、業務の停滞を防止する。

第33節 受援計画

災害の規模等に応じて他の地方自治体等から応援職員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行する。細部は、「荒尾市受援計画」による。

1. 受援体制の整備

(1) 受援班の設置

総務部内に受援班(班長、人員調整担当、業務資源担当)を編成し、各部の担当と相互に連携できる体制を確立する。

(2) 関係機関の連絡先、協定運用担当の確認

各部署に受付窓口担当者を指定し、必要な業務の調整等を実施する。

2. 応援団体との連携

(1) 応急対策職員派遣制度の活用

市は、訓練等を通じて応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

なお、応援職員の派遣又は受入れに当たっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

また、会議室レイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

(2) 他の地方自治体との相互応援協定の締結

市は、自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方自治体からの物資提供、人員派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方自治体との協定締結も考慮するものとする。

(3) 民間団体との連携

市は、平時から民間企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実効性を確保するよう受援計画の継続的な見直しを行うものとする。

3. 人的支援の受け入れ

(1) 受援対象業務の整理

業務内容ごとに担当者及び責任者を指定し、下記の受援対象業務を優先的に実施する。

ア 指定避難所の運営

イ 健康・保健活動

ウ 物資集積拠点の運営

エ 被災建築物応急危険度判定

オ 被災宅地危険度判定

カ リ災証明交付業務

キ 災害廃棄物処理

(2) 業務別受援マニュアル

- ア 担当業務の担当部署、責任者、受援窓口
- イ 業務内容と役割分担
- ウ 人的支援の要請先、求める職種・資格等
- エ 業務資源(必要な資器材等、応援職員の活動環境)

3. 業務資源の受け入れ

(1) 業務資源の整理

「全庁共通」、「受援対象業務ごと」の観点で「何を、誰が、どこから確保するのか」を整理する。

(2) 調達先の確保

業務資源の調達先の確保にあたっては、関係機関等と協定を締結し、連絡先や協定の運用担当者について把握し、業務資源調達の体制を確立する。